

葬礼改革と民族文化

——雲南省大理市のペー族の農村における公共墓地の導入——

横山 廣子

(国立民族学博物館)

1. 問題設定

中国では1956年から火葬が提唱されたと一般に言われるが、法規の整備や行政的措置をともなう葬礼改革は、改革解放路線が軌道に乗り始めて以降のことである。1985年2月8日に「国務院關於殯葬管理的暫行規定」が、92年には民政部から「公墓管理暫行辦法」が発布されている。その後、目覚しい経済発展とともに、葬礼改革は近年、さらに本格化している。1997年7月21日に国務院から「殯葬管理条例」(国務院令第225号)が公布・施行された。中国における他の改革と同様、その後、各省区の「殯葬管理条例」の制定を始めとして、各レベルの行政単位では各地の状況に基づいて改革を進めている。

国務院の「殯葬管理条例」第一章総則の第六条には少数民族の葬礼風俗の尊重がうたわれている。これは憲法にも明文化されている少数民族の風俗習慣を尊重するという中国の基本方針に沿ったものである。この大原則は、どのように各地の葬礼改革において守られ、実現されているのであろうか。そこに問題点はないのだろうか。私がこの20年来、調査を続けてきた雲南省大理市のペー族の農村部においてこの1年余りの間に進められてきた葬礼改革を見る限り、問題がないとは言えない。

本報告では葬礼改革に関する政府側の文書などに基づいて改革の意図と背景を検討した後、現地調査で観察した、葬礼改革進行下のペー族の農村での埋葬・造墓の状況と政府の改革に対する人々の声を整理する。それを通して大理市農村部における葬礼改革の現状を総括し、その問題点を指摘する。人の一生に沿って設けられている種々の通過儀礼の中で、死という人の意志では動かしがたい別離を契機とする葬礼は、他のどの通過儀礼よりも多くの克服しなければならない精神的・宗教的・社会的課題を内包している。葬礼改革を必要と判断する国家の意図は、人々が家族や友人の死を弔うために望ましいと考える葬礼のあり方とどのようにうまく折り合いをつけることができるのであろうか。他の国家における葬礼の改革や変遷の状況を考え合わせながら、考察を行ないたい。

2. 大理市のA村における公共墓地の導入

国務院の「殯葬管理条例」を受けて、「雲南省殯葬管理条例」は2003年7月31日に省人民代表大会常務委員会の会議を通過し、4ヶ月後の12月1日から施行されることになって

いた。ところがそれに先立つ 2003 年 11 月の下旬、私が現地調査のために雲南省大理市内の A 村に到着すると、翌日から続く数件の葬儀を控えて、村の党書記が市の民生局担当者らとともに何時間もかけて遺族の説得にあたっていた。

説得の要點は大きく 2 点あった。第一に、正式には 2004 年 1 月 1 日から使用することになっていた「公墓」と一般に称される「公益性公墓」、つまり村が建設する共同墓地（以下では公共墓地とする）に埋葬すること、第二に、市の民生局が公共墓地に定めた新しい墓の形式に基づいて墓を造ることであった。第一点については、すでに同年 10 月の初めに当該村の公共墓地に第 1 号の埋葬が行なわれていて、続いてそこに埋葬することについては遺族もさほど強い抵抗は示さなかった（解放後、長く村の党書記を務めた人物が国慶節の日に逝去したため、1 号墓にふさわしいとして、まだ建設中の公共墓地に埋葬された）。説得に時間を要したのは二点目である。急遽、予定を早めて埋葬された 1 号墓は、新しい墓の形式がまだ不明であったために伝統的な形式でつくられたが、2 号墓以降は新式に改めよというものであった。しかし、埋葬を翌日に控え、遺族はすでに伝統的な墓の形式に合致した墓碑を準備していた。石の墓碑 1 枚だけが立つ新式では、倒壊を防ぐために石板を厚くする必要があった。民政局と村の幹部は、改めて彫り直す費用は村と市で全額負担することにし、渋る遺族をなんとか説得した。

その 11 月の下旬、村では 3 名の老人が相次いで亡くなった。その中の 1 名は、配偶者が先に亡くなっていて、各宗族ごとに分かれた伝統的な墓地の一角に埋葬されていた。ペー族の慣習では夫婦は隣り合わせの墓に埋葬されることになっており、それを尊重し、この 1 名については公共墓地ではなく、配偶者の墓の隣に埋葬されることが認められた。他の 2 名については、公共墓地の 2 号墓、3 号墓として、村で初めての新式の墓が造られた。それは地上に突出するのは墓碑 1 枚だけという市の民政局の規定を一応遵守しながらも、伝統的な墓の構造を可能な限り維持したものであった。

大理市内のペー族の伝統的墓は、地下に石室を造って棺を納め、その上に中空の棺状の構築物を石やレンガなどを積み上げて造り、正面に墓碑をはめ込む。中空部分は土を残し、そのてっぺんは盛り土をし、年月とともに草が生えるようにする。左官職人を中心に関族の男性たちが力仕事を手伝って造り上げていく様子は、伝統に育まれた技術と芸術性を感じさせる。

その後、2004 年 9 月初めの時点まで、この村の公共墓地の導入は表面的には順調に進んでいる。2003 年の 11 月下旬以降、すでに配偶者の墓がある者以外はすべて、年齢や宗族的出自や死因にかかわらず、亡くなった順に所定の位置に列をなして埋葬されている。人口 1 万人余りのこの村では、すでに 2 列目への埋葬が始まった。

しかし、公共墓地に次のような不満や疑問を感じている村人は少なくない——1) 新式の墓の形（祖先から伝承している美しく風格のある墓とは比べ物にならない）、2) 宗族ごとの墓地内での墓の位置は、死者の年齢などのいくつかの基準によって決定するという内容豊かな伝統文化を伴っていたが、それが失われてしまう、3) 従来の宗族ごとの墓地は荒れ

地の樹木のない場所を選んで造っており、森林保護という大義名分による公共墓地の導入の必要がない、4) 新たに広く造成された公共墓地の敷地の一部は良質の耕地だった場所で、良好な農耕地を削減してまで進めるのは道理が通らない（解放後、農地を開墾して食糧を増産するため、あるいは近年の商業地確保のため、村人は祖先の墓地の移転を余儀なくされる体験をしてきた。祖先の墓を掘り起こすのは辛い経験ながらもそれらの移転の意味には納得ができたが、今回の場合は合理的ではないと感じている。

3. 雲南省における葬礼改革

このような大理市の農村部における公共墓地の導入の背景には、大理市の事情が存在すると思われるが、ここで先に 2003 年 8 月 1 日に『雲南日報』紙上で公表された雲南省の「殯葬管理条例」の概要を整理しておく。これは前述した中央の国務院の 97 年の「殯葬管理条例」に基づいて全国の各省区レベルの行政単位が進める規範化・法制化の一環である。

雲南省条例において、1) 火葬を普及させ、土葬を改革して埋葬地を節約し、国家が不適当とする葬儀の旧習を改め、文明的で質素儉約の葬儀を提倡する大原則（3 条）、2) 火葬を実施する地区を定めて、そこでは原則として火葬をおこなう（8 条）、3) 少数民族の慣習としての土葬を尊重する（9 条）、という諸点は中央の条例に沿うものである。

雲南省条例には中央の条例とは異なるいくつかの特徴がある。特に注目されるのは、1) 葬礼施設に関する条文に火葬場や公共墓地などとともに登場する「樹葬（樹木葬）」（4 条、16 条、19 条）、2) 遺骨や遺体を深く埋葬して「墳頭（墓の地上に突出する部分）」を残さない（16 条）、3) 公共墓地以外に「活人墓（生前墓）」を造成するのを禁止し、規定に違反して建設した墓の撤去（18 条）、4) 火葬した遺骨を柩に治めて土葬したり、火葬した遺体に土葬用地を提供することの禁止（20 条）、5) 宗族墓地の建設と復興を禁止する条項（国条例 9 条）がない、6) 封建的迷信の葬儀用品の製造・販売を禁止する条項（国条例 17 条）がない、という点である。

雲南は伝統的に居住する少数民族の種類が最多の省であり、葬礼は多様である。また、その面積の大半が山地で、長江の上流域を擁するために、98 年の大洪水の直後から自然林の伐採禁止、急勾配の耕地の森林への転換、植林が推進されてきた。火葬の奨励は 1956 年から始まり、1961 年に昆明に最初の火葬場が建設されて以来、「殯葬改革」が徐々に進められてきたと言われるが、少数民族地域や農村部では土葬が維持され、火葬率は 7.78% と全国平均の 47.3% に比べてかなり低い（2001 年）。

このような雲南省の状況は、上記の雲南省の「殯葬管理条例」に見られる特徴に反映されていると思われる。省内の民間の葬礼において実際に行われていると考えられる種々の葬礼行為に関して、かなり詳細な禁止事項が規定されている。また、特に条文中での「樹葬」への言及は、他の省と比較しても際立っており、森林保護に力を入れている状況が明らかである。

4. 大理市の公共墓地導入の背景

雲南省の「殯葬管理条例」条例の決定にいたる過程においては、省およびさらにその下の各行政単位で葬礼改革に関する種々の検討が加えられてきたと思われる。そういう中、最終的に省の「殯葬管理条例」が正式に承認され、公布されるのに先立ち、大理市は2003年6月5日、「蒼山風景区における建墓のための森林伐採と土地占拠を禁止することに関する大理市人民政府通告」を提出した。

蒼山の自然生態環境保護区を擁する大理市がこの通告を出した背景は、市の説明によれば、経済発展にともない、蒼山山麓に墓地が乱造され、観光スポット周辺では多数の墓地が景観を損ない、また埋葬前に風水の条件の良い場所を確保しようとする動きさえ見られるようになったためだという。この通告によって、1) 標高2,600m以上で観光リフトの両側200mおよび観光スポット周囲から200m以内に乱造された埋葬されていない3,820基あまりの墓の撤去とその後の緑化、2) 州・市政府が1200万元を出し、蒼山山麓の6鎮内の農村の公共墓地を2004年1月1日までに完成させることを援助する、という措置が取られた。

大理市では80年代前半から観光化への取り組みが始まり、特に90年代以降、観光化を軸とする開発が進展している。その中で、商業用地確保のために農村に隣接する地区にあった墓地を蒼山山麓へ移転する措置が実施されてきた。また、経済発展によって墓にお金をかける余裕も生まれてきた。それによって山麓の墓の数が増加すると同時に、個々の墓も立派になってきた。一部で風水の良さが喧伝され、生前に墓を建てようとする者も現わされた。これらのことにより、蒼山山麓の墓が以前より目立つようになったのは事実である。

また、1984年に外国人にも対外開放されるなど、大理市は観光地としての発展を重視してきた。蒼山の18連峰の一つ中和峰の方角にはリフトが建設され、その東に位置する旧県城とさらに東の湖を望むことのできる重要観光スポットとなつたが、そのリフトの真下および両側は、リフトのできる以前から墓地が多く造られていた。近年、そこで生前墓が増え、問題視されるようになった。

5. まとめ







